

いばらき業務改善奨励金

再募集!

賃金引上げ後の事業場内最低賃金が
990円以上の事業場に業務改善助成金（国）の
自己負担額の1／2を助成します（上限あり）

<業務改善助成金（国）とは>

事業場内の最低賃金を**地域別最低賃金※より30円以上引上げ**、生産性向上に資する設備投資を行う中小企業・小規模事業者等に、設備投資にかかる経費の一部を助成する制度です

※茨城県の地域別最低賃金：953円（2023年10月1日から適用）

いばらき業務改善奨励金 申請の流れ



要件

- 事業場内最低賃金を**30円以上引上げ**、**引上げ後の額が990円以上※**になること
※県内の最低賃金が953円の時点で引上げを行った場合
- 業務改善助成金（国）を活用すること
 - ・茨城労働局から**2024年1月以降に業務改善助成金の交付決定**を受け、
県への申請までに交付確定・支給決定通知を受けること

助成率等

- 助成率：業務改善助成金（国）の**自己負担分の1/2**を支援

国助成率	3／4の場合	4／5の場合	9／10の場合
県助成率	1／8	1／10	1／20

- 助成上限額：最大100万円（引上げ額及び引き上げる労働者数による）

【助成イメージ】
※国助成率
3/4の場合

補助対象経費160万円		
業務改善助成金120万円	自己負担分40万円	
	県助成 20万円	自己負担 20万円

自己負担分の1／2を県が助成

助成対象

生産性向上のための設備投資等 ※業務改善助成金（国）と同様
例）・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化
・引上げリフト付き福祉車両の導入による、送迎に要する人員の削減

申請 ×切

2025年1月31日（金） ※申請×切は変更となる場合があります

問合せ先：茨城県産業戦略部労働政策課（茨城県水戸市笠原町978番6）

Tel：029-301-3635

Mail：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

県の補助上限額一覧表

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	県の補助上限額		
		国の助成率 3/4の場合	国の助成率 4/5の場合	国の助成率 9/10の場合
30円以上	1人	50,000	38,000	17,000
		100,000	75,000	33,000
	2～3人	83,000	63,000	28,000
		150,000	113,000	50,000
	4～6人	117,000	88,000	39,000
		167,000	125,000	56,000
	7人以上	167,000	125,000	56,000
		200,000	150,000	67,000
45円以上	1人	200,000	150,000	67,000
		217,000	163,000	72,000
	2～3人	75,000	56,000	25,000
		133,000	100,000	44,000
	4～6人	117,000	88,000	39,000
		183,000	138,000	61,000
	7人以上	167,000	125,000	56,000
		233,000	175,000	78,000
60円以上	2人以上	250,000	188,000	83,000
		267,000	200,000	89,000
	4～6人	300,000	225,000	100,000
		317,000	238,000	106,000
	7人以上	250,000	188,000	83,000
		317,000	238,000	106,000
	10人以上	383,000	288,000	128,000
		500,000	375,000	167,000
90円以上	1人	150,000	113,000	50,000
		283,000	213,000	94,000
	2～3人	250,000	188,000	83,000
		400,000	300,000	133,000
	4～6人	450,000	338,000	150,000
		483,000	363,000	161,000
	7人以上	750,000	563,000	250,000
	10人以上	1,000,000	750,000	333,000

- ・事業場規模が30人未満の場合は下段網掛けの金額が上限
- ・その他の事業場は上段白地の金額が上限